

平成 30 年 12 月 27 日
物 価 統 計 室

2020 年基準改定に向けた品目追加の検討（案）

1. 概要

消費者物価指数の計算に採用する品目・ウェイトについては、新たな財・サービスの出現や嗜好の移り変わり等による消費構造の変化を反映させるため、基準改定時に見直しを行っている。新たな品目の追加の可否については、家計消費上の重要度等を勘案するとともに、実査可能性を確認した上で判断することとなるが、今回、2020 年基準改定に向けて、追加品目の選定基準やその適用に当たっての考え方について整理した。

2. 追加品目の選定基準

追加品目の選定基準は、従来と同様に以下のとおりとする。

なお、本選定基準は、前回（2015 年基準改定時）の統計委員会諮問審議においても、小売物価統計調査（動向編）の品目選定基準として、消費者物価指数の精度確保を前提としたものとして適当と判断されたものである。

<追加品目の選定基準>

以下の(1)～(3)の基準を全て満たす品目を追加品目とする。

- (1) 新たな財・サービスの出現や普及、嗜好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
- (2) 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- (3) 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

3. 選定基準の適用に当たっての考え方

直近の家計調査の特別集計を行い、その結果等を基に追加候補となる品目を検討する。選定基準の適用に当たっての考え方は以下のとおりとする。

- ① 家計消費支出上の重要度は、消費支出全体に占める当該品目の割合が 1 万分の 1 以上あることを基本とする。

ただし、1 万分の 1 以上又は未満であっても、経済的又は社会的な特殊要因や社会情勢等を考慮した上で該当性を判断する場合がある。
- ② 家計消費支出上重要度の高い品目を追加する場合は、基本的に中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資すると考えられる。

ただし、当該中分類の中により代表性の高い品目が存在し、それと入れ替えを行うことになる場合や、当該中分類に属する品目に価格動向が同一とみなせる品目がある場合は、品目を追加しないこととする。
- ③ 円滑な価格収集等については、他統計の状況や関係団体ヒアリング、当該品目の調査可能性に関する実地確認（調査員等による出回り状況調査）の結果等を踏まえて総合的に判断する。

4. 今後の予定

追加候補となった品目について、調査員等による出回り状況調査を実施（2019年1月実施予定）した上で、追加の可否を判断することとする。なお、廃止する品目については、廃止品目の選定基準¹に基づいて検討を進める。

¹ 廃止品目の選定基準（下記（1）～（3）のいずれかに該当する場合であって、かつ、中分類の代表性を損なうと判断されない場合）

- （1）消費構造の変化などに伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
- （2）その品目がなくても、中分類指数の精度や代表性が確保できる品目
- （3）円滑な価格収集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目